

NCCU NEWS

近畿総支部のみなさんへ

総支部第 265 号

2026 年 9 月 25 日発行

UA ゼンセン日本介護クラフトユニオン

発行人 近畿総支部長 磯部 徹

編集人 同上

連絡先 近畿総支部 TEL06-6305-9381

Fax06-6305-

厚生労働省の専門部会：社会保障審議会 介護給付費分科会の委員、

長内 繁樹 氏(大阪府豊中市長：NCCU と政策協定を締結)に、

「管理者の専従義務と兼務のルール」について、

令和 9 年度の介護報酬改定で改善が図られるよう、

協力を要請しました！

9 月 18 日、NCCU と政策協定を結んでいる「長内 繁樹」氏(社会保障審議会 介護給付費分科会の委員／大阪府豊中市長)に、「管理者の専従義務と兼務」の課題について、令和 9 年度の介護報酬改定に向けての介護給付費分科会で再検証を行うなど、改善に向けての協力を要請しました。本課題は、近畿総支部では 2025 年 9 月に、NCCU 全体では 2026 年 4 月にアンケートを実施し、多くの管理者が、兼務している業務に追われて管理業務に支障が出ている結果が明らかになったことから、今回の要請を行いました。

主な要請事項

1. 「管理上支障がない場合」の具体化、およびそのチェック体制の構築
2. 全国的な実態把握と効果検証
3. 自治体運用の標準化

※要請書の全文はホームページに掲載しております



右から、介護給付費分科会 長内繁樹 委員(大阪府豊中市長)
NCCU 上村雅彰 運営委員長／NCCU 藤原恵子 中央執行委員
NCCU 磯部徹総支部長／豊中市議会 白岩正三 議員

2 枚目につづく

NCCU からの要請内容(概要)

「管理者の専従義務と兼務」については、前回(令和 6 年度)の介護報酬改定に向けた介護給付費分科会においても検討課題に上げられ、主に次の点が対応されました。

- ① 管理者の役割等を示すガイドラインの明示
- ② ローカルルールの見直し
- ③ 管理業務に支障が無い場合に、同一敷地外の同一事業者の他事業所・施設の管理者または従業者との兼務を可能とする

しかし、2026 年 4 月の NCCU の調査によると、管理者の役 70%が兼務を行い、その内

77.6%が所定労働時間内に業務を終えられず、78.8%が「管理業務に支障をきたしている」と回答。管理者が、事業所の運営において求められることは、品質管理マネジメントや収支管理、人材マネジメント、コンプライアンス、BCP、ICT 化への対応など多岐に渡ることから非常に大きな負担を強いられています。従って、再度、介護給付費分科会において、本件を議題とし、「兼務」が可能な要件を具体的に整理・明示するなどして、管理者が管理業務を行える環境整備が早急に必要であることを訴えました。

■■ 長内 繁樹 豊中市長からのご意見(概略) ■■

介護現場の人材不足は、大きな課題として受け止めています。今年は、国による補助金や臨時の介護報酬改定などもありましたが、前回の報酬改定では、訪問介護の基本報酬が引き下げられ、物価高や人件費が上がる中、事業所の運営に大きな影響が出ています。豊中市としても、国が示す「ICT 化」と「人員基準の緩和」、「介護従事者の労働環境の改善」の方向性を踏まえ、「市民への介護サービスの提供の維持」に腐心しています。今回要請いただいた内容も、介護現場を支える多くの方々の大切な声と受け止めています。現在、私は、介護給付費分科会には、市長会の代表の委員として参加しているので、市長会の事務局に要請内容を届けるなどしていきたいと思っています。

NCCU 近畿総支部行き / FAX:06-6305-9382

NCCU ニュース近畿総支部のみなさんへ～近畿総支部 第 265 号～
長内 繁樹 氏に、「管理者の専従義務と兼務のルール」について、
令和 9 年度の介護報酬改定で改善が図られるよう、協力を要請しました！

事業所名:	職種:	氏名:(匿名でも構いません)

上記意見欄の個人情報は、組合の活動にのみ利用することとします。

※「NCCU の個人情報保護方針・個人情報の取扱い」についてはホームページ <https://www.nccu.gr.jp/>に掲載しております。